

所管部課	監査委員事務局	部長	矢吹 勇一																					
件名	令和8年度 監査計画について																							
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項																				
関係事項	条例規則	東大和市監査基準第8条 東大和市監査基準実施細目第6条																						
	部課機関																							
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市監査基準第8条の規定に基づき、令和8年度監査計画（年間監査計画及び実施計画）を決定したことから、報告するものである。</p> <p>(1) 基本方針 事務や事業について、合規性や正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から、市民の視点に立った検証、監査等を行い、その結果を公表する。</p> <p>(2) 監査等の日時及び場所等（「年間監査計画」に規定） ①定期監査：第1回を「議会事務局」「健幸福祉部（地域福祉課、生活福祉課、障害福祉課）」第2回を「行政管理部」とする。 ②財政援助団体等監査：「指定管理者：社会福祉法人向会（介護保険課）」とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 監査等の実施により、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、住民福祉の増進と市政への信頼確保に資することができる。</p>																								
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和8年2月25日 監査委員協議により、令和8年度監査計画を決定</p>																								
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>定期監査等は以下を予定。詳細については、後日該当部（課）と調整、通知する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定期（第1回）</th> <th>指定管理者</th> <th>定期（第2回）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料提出</td> <td>9月初旬</td> <td>11月初旬</td> <td>12月初旬</td> </tr> <tr> <td>現場確認</td> <td>9月下旬</td> <td>11月下旬</td> <td>12月初旬</td> </tr> <tr> <td>監査委員監査</td> <td>10/22(木)</td> <td>12/22(火)</td> <td>2/4(木)</td> </tr> <tr> <td>講 評</td> <td>11/26(木)</td> <td>1/28(木)</td> <td>3/24(水)</td> </tr> </tbody> </table>						定期（第1回）	指定管理者	定期（第2回）	資料提出	9月初旬	11月初旬	12月初旬	現場確認	9月下旬	11月下旬	12月初旬	監査委員監査	10/22(木)	12/22(火)	2/4(木)	講 評	11/26(木)	1/28(木)	3/24(水)
	定期（第1回）	指定管理者	定期（第2回）																					
資料提出	9月初旬	11月初旬	12月初旬																					
現場確認	9月下旬	11月下旬	12月初旬																					
監査委員監査	10/22(木)	12/22(火)	2/4(木)																					
講 評	11/26(木)	1/28(木)	3/24(水)																					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、市公式ホームページ及びグループウェア共有情報に掲載し周知する。</p>																								
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>																								